

広島県告示第六百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年十一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀安田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市甲奴町宇賀字六ツ赤一〇八九番 _三 地先から 三次市甲奴町宇賀字六ツ赤一〇八九番 _二 地先まで	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一九三・〇〇 メートル
	三〇〇〇 二二一・〇〇	二三五・〇〇	
	四一・五〇 二二三・〇〇	一六三・〇〇	